

(別表 1) 計画に関する指標と数値目標

(別表 2) 富山県障害者計画の施策体系

## (別表1) 計画に関する指標と数値目標

### I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 障害及び障害のある人に対する理解の促進	障害のある人との交流や手助けをしたことのある人の割合（県政世論調査で5年ごとに調査）	79.2% (H25)	85%
	富山型デイサービスの事業所数（累計）	128 箇所	200 箇所
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障害者虐待・権利擁護研修受講者数（累計）	963 人	1,600 人
	障害のある人に対する差別があると思う人（「障害者差別があると思う」＋「少しはあると思う」と答える人の割合）	59.8% (H28)	減少させる
4 住みよい生活環境の整備	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	46% (H25)	66%
	市街地ゆとり歩道の割合	80.0%	82.0%
	低床バスの導入割合（民営乗合ノンステップバスの導入割合）	63.6% (H28)	80%以上
	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入頭数（累計）	7 頭	10 頭
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	高齢者と障害者の安全性等に配慮した信号機の整備交差点数（累計）	1 箇所	5 箇所
	在宅障害児者を受け入れる避難スペースを有する事業所数（累計）	3 箇所	8 箇所

### II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 相談支援体制の整備	相談支援専門員養成者数（累計）	1,029 人	1,509 人
2 地域生活を支援するサービスの充実	ケアネット活動の取組地区数	262 地区	306 地区
	共生型グループホーム数（累計）	6 箇所	9 箇所
	重症心身障害児支援事業所数	5 箇所	15 箇所以上
	居宅介護従事者養成研修修了者数（累計）	500 人	620 人
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者数（累計）	248 人	668 人
	同行援護従業者養成研修修了者数（累計）	532 人	772 人
4 質の高いサービスの提供	登録手話通訳者数（累計）	84 人	105 人

### Ⅲ 質の高い保健・医療体制の充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 保健・医療 施策の充実	富山県アイバンクにおける眼球の提供希望者登録数（累計）	20,696 人	22,060 人
	県内で実施された腎臓の移植件数（累計）	125 件	130 件
	障害児者入所施設での定期的な歯科検診実施率	77%	90%
	精神障害者の地域移行に向けたアウトリーチ事業による支援対象者数（累計）	8 人	20 人
	精神障害者の地域移行に向けたピア・フレンズ派遣登録者数（累計）	27 人	44 人

### Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

中項目	指標名	H29 末現在	2023 目標値
1 障害のある 子どもの教育・ 育成の充実	「個別の指導計画」の作成率 （特別な支援が必要な幼児児童生徒について「個別の指導計画」を作成している学校（園）の割合）	幼：84.6% 小：100.0% 中：100.0% 高：85.0%	全ての学校 （園）で作成
	放課後等デイサービス事業所数（累計）	51 箇所	134 箇所
	重症心身障害児者の介護支援研修受講者数（累計）	163 人	313 人
2 雇用・就労 の促進	ジョブコーチ養成数（累計）	58 人	82 人
	ジョブコーチ支援終了者の職場定着率（6ヶ月後）	92.6%	現況以上
	障害者の法定雇用率達成企業の割合	58.5%	現況以上
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率	73.9%	現況以上
	特例子会社の設置数（累計）	3 箇所	5 箇所
	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	166 件	180 件
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,646 円	17,000 円 以上
3 社会参加活 動の推進	障害者スポーツ指導員養成数（累計）	650 人	770 人

(別表2) 富山県障害者計画の施策体系

富山県障害者計画（第4次）	（参考）国の障害者基本計画（第4次）
<p><b>I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備</b></p> <p>1 障害及び障害のある人に対する理解の促進</p> <p>(1) 啓発・広報活動の推進</p> <p>(2) 福祉教育の推進</p> <p>(3) 地域における交流の促進と県民の参加</p> <p>(4) ボランティア活動の推進</p> <p>2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>(1) 障害を理由とする差別の解消</p> <p>(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>3 コミュニケーション支援体制の確立</p> <p>(1) 情報バリアフリー化の推進</p> <p>(2) 情報提供の充実</p> <p>(3) コミュニケーション支援の充実</p> <p>4 住みよい生活環境の整備</p> <p>(1) 暮らしやすい住まいの整備</p> <p>(2) 人にやさしいまちづくりの整備</p> <p>(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備</p> <p>(4) ユニバーサルデザインの普及</p> <p>5 安心して暮らせるまちづくりの推進</p> <p>(1) 交通安全対策の充実</p> <p>(2) 防災対策の推進</p> <p>(3) 防犯対策の推進</p> <p>(4) 消費者トラブルの防止</p> <p><b>II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実</b></p> <p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援</p> <p>(2) 地域における相談支援体制の充実</p> <p>(3) 専門的な相談支援体制の充実</p> <p>2 地域生活を支援するサービスの充実</p> <p>(1) 在宅サービス等の充実</p> <p>(2) 障害特性等への対応</p> <p>3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用</p> <p>(1) 施設整備の基本的な考え方</p> <p>(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用</p> <p>4 質の高いサービスの提供</p> <p>(1) サービスの質の向上</p> <p>(2) 福祉を支える人材の育成・確保・定着</p> <p><b>III 質の高い保健・医療体制の充実</b></p> <p>1 保健・医療施策の充実</p> <p>(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見</p> <p>(2) 保健・医療体制の充実</p> <p>(3) リハビリテーション提供体制の充実</p> <p>(4) 精神保健・医療施策の推進</p> <p>(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保</p> <p><b>IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実</b></p> <p>1 障害のある子どもの教育・育成の充実</p> <p>(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進</p> <p>(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進</p> <p>(3) 地域療育体制の整備</p> <p>2 雇用・就労の促進</p> <p>(1) 障害のある人の雇用促進、就労支援</p> <p>(2) 福祉的就労の充実</p> <p>3 社会参加活動の推進</p> <p>(1) スポーツ活動の振興</p> <p>(2) 文化芸術活動等の振興</p> <p>(3) 社会参加促進事業等の推進</p>	<p><b>III 分野別施策の基本的方向</b></p> <p>1 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>(1) 住宅の確保</p> <p>(2) 移動しやすい環境の整備等</p> <p>(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進</p> <p>(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上</p> <p>(2) 情報提供の充実等</p> <p>(3) 意思疎通支援の充実</p> <p>(4) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>3 防災、防犯等の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>(2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進</p> <p>(3) 防犯対策の推進</p> <p>(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>(1) 権利擁護の推進、虐待の防止</p> <p>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>(1) 意思決定支援の推進</p> <p>(2) 相談支援体制の構築</p> <p>(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実</p> <p>(4) 障害のある子供に対する支援の充実</p> <p>(5) 障害福祉サービスの質の向上等</p> <p>(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</p> <p>(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p>6 保健・医療の推進</p> <p>(1) 精神保健・医療の適切な提供等</p> <p>(2) 保健・医療の充実等</p> <p>(3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進</p> <p>(4) 保健・医療を支える人材の育成・確保</p> <p>(5) 難病に関する保健・医療施策の推進</p> <p>(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療</p> <p>7 行政等における配慮の充実</p> <p>(1) 司法手続等における配慮等</p> <p>(2) 選挙等における配慮等</p> <p>(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</p> <p>(4) 国家資格に関する配慮等</p> <p>8 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>(1) 総合的な就労支援</p> <p>(2) 経済的自立の支援</p> <p>(3) 障害者雇用の促進</p> <p>(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</p> <p>(5) 福祉的就労の底上げ</p> <p>9 教育の振興</p> <p>(1) インクルーシブ教育システムの推進</p> <p>(2) 教育環境の整備</p> <p>(3) 高等教育における障害学生支援の推進</p> <p>(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実</p> <p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p> <p>(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</p> <p>11 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等</p> <p>(2) 国際的枠組みとの連携の推進</p> <p>(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等</p> <p>(4) 障害者の国際交流等の推進</p>

別表

数値目標・施策体系